



川 越

2023 年 1 月

農委スポット情報



◇地域農業者紹介◇

今回は、南古谷地区で「小江戸南古谷農園」を運営されている田中邦和さんを御紹介します。

田中さんは、南古谷地域で先祖代々続く稲作を中心に農業を営んでいます。現在は、化学肥料・除草剤を使わず有機栽培で黒米・真菰茶（まこもちや）を生産されています。「遊ぶ・真似ぶ・学ぶ」の理念のもと「未来の子供たちのために地球環境を考え、後世に伝える」ことを目的として、試行錯誤しながら農業に取り組まれています。

裏表紙に、田中さんへのインタビューを掲載していますので、ご覧ください。

主 な 内 容

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ◇農業委員会会長年頭の挨拶 …………… 2 | ◇農業委員会懇談会 …………… 2 |
| ◇川越市農業施策に関する意見書 …………… 3 | ◇農政課からのお知らせ…………… 4 |

年頭の御挨拶

川越市農業委員会

会長

石川秀夫



新年明けましておめでとうございます。皆様方には、日頃から農業委員会活動への深い御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた経済活動が再開されたものの、農業に欠かせない燃料・肥料等、原材料費の高騰もあり引き続き、厳しい状況となりました。

このような状況の中、農業委

員会としましては、農業従事者

の高齢化や後継者不足、これら

に伴う遊休農地の増加等の課題

に対応するため、農業委員と農

地利用最適化推進委員が丸と

なつて、農地の保全や担い手へ

の農地の集積等、農地利用最適

化に取り組んでまいりました。

今後も、本市の産業の一翼を

担う農業の更なる発展のため、

関係機関との連携を深め、全力

を尽してまいります。

結びに、皆様の御健勝と御多

幸を御祈念申し上げ、年頭の御

挨拶とさせていただきます。

いるま野農業協同組合

川越野菜部会と懇談会を開催

令和4年10月27日に、いるま

野農業協同組合小江戸支店3階

会議室において、いるま野農業

協同組合川越野菜部会員12名と

農業委員及び農地利用最適化推

進委員32名との懇談会を開催い

たしました。

からさまざまなご意見を伺い、

本市農業施策に役立てるととも

に、参加者と本市農業の現状を

共有することを目的に実施して

います。

懇談会で出された主な意見は

次のとおりです。

○大型の農業用機械に対応でき、

生産コスト縮減につながる大

規模な農業基盤整備事業の実

施について

○農業用機械の購入・修繕に対

する補助金等の支援について

農業委員会では、今後も各種

団体の方々との懇談会を実施

してまいります。



活発な意見交換がなされた懇談会風景

この懇談会は、地域農業の振興を図るため、各種団体の皆様

優良農地の保全等の推進のための支援など25項目を要望

令和5年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書を提出

令和4年10月21日に川合善明市長に「令和5年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様の代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、令和4年9月28日開催の第465回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。

主な要望事項は以下のとおりです。



河川環境の整備について

河川敷において、雑草が生い茂り、不法投棄の温床になっているケースや有害鳥獣のすみかとなっているケースが見受けられます。市が管理する河川については、適正に管理していただき、市以外が管理する河川については、管理者に対し適正な管理を要望していただきたい。

また、小畔川に設置されている、ゴム引布製起伏堰は、劣化が激しく、危険な状態であることから、速やかな補修を管理者に要望していただきたい。

新規就農への支援について

就農希望者に対する相談窓口を設け、説明会や講習会の開催等により、積極的に確保・育成を図っていただくとともに、更なる支援の充実をお願いしたい。

また、農業者の多数を占める小規模農家の営農改善につながるような支援をお願いしたい。



女性農業者の支援及び育成について

農業に意欲的に取り組む女性農業者への支援のほか、市内で農業に親しめる女性向け講習会の開催等、女性農業者を育成する環境づくりをより強力に推進していただきたい。

「農業ふれあいセンター」の活用について

今後、グリーンツーリズム拠点としてリニューアルオープンする予定の「農業ふれあいセンター」を活用し、農業者のための研修や地域農業の活性化に資する施策の充実を図っていただきたい。

資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について

地域紛争や、円安、原油高などの影響で資材や肥料等が高騰しており、農業経営を圧迫しているため、国及び県に対して補助金等の支援の要望をお願いしたい。





農政課からのお知らせ



野焼きについてのお願い

野焼きは法律で禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は、認められています。ただし、生活環境の保全上、著しい支障を生ずる焼却は、行政処分等の対象となります。

野焼きを行う際は、以下の点に十分留意してください。

1. できるだけ民家や道路から離れた場所で焼却し、煙が民家に流れたり、道路の通行の妨げになったりしないよう注意してください。
2. 事前に近くにお住まいの方々へ声かけをしてください。
3. 焼却が終了するまでは、近くにいるようにしてください。

なお、**農業を営むためにやむを得ない廃棄物は「農業残さ」のみです。**肥料の袋や家庭ゴミ、伐採した庭の木の枝などを焼却することは、法律や県条例により禁止されています。処罰の対象となりますので、絶対にしないでください。

農地中間管理事業を利用しましょう

川越市では、将来に向かって大切な農地を保全し、農地の集約化などを推進するため、農地中間管理事業に取り組んでいます。本事業は、農地の出し手と受け手の間に、公的機関である埼玉県農地中間管理機構が入るので、安心して農地の貸し借りができます。本事業について、詳しくは農政課までお問い合わせください。

問い合わせ先

農政課 経営支援担当 市役所本庁舎5階
☎224 - 5939（直通）

川越市グリーンツーリズム拠点施設 (農業ふれあいセンター) のご利用について

農業ふれあいセンターは、令和3年度より改修整備工事を行い、令和4年11月23日にリニューアルオープンしました。改修整備後のセンターには、調理室やカフェなどを新たに設けているほか、農業者の皆様の会議や研修などにご利用いただける研修室兼視聴覚室や農業研修会議室などもリニューアルしています。また、センターの外にはバーベキュー場を新たに整備しています。ぜひお気軽にご利用ください。

問い合わせ先

川越市グリーンツーリズム拠点施設
川越市大字伊佐沼887
☎226 - 6551（直通）

山林を所有している方へ：ナラ枯れ 被害が発生しています

(仮称)川越市森林公園計画地を中心にナラ枯れ被害が発生しています。「ナラ枯れ」とは、「カシノナガキクイムシ」という体長5ミリくらいの虫がナラ類などの樹木に穿入(せんにくゆう)し、木を枯らしてしまう現象です。

「カシノナガキクイムシ」は健全なナラ類等の木に飛来・穿入を行うことで、「ナラ枯れ」の被害を拡大させてしまう恐れがありますので、被害木にはできるだけ早急な対応が推奨されます。被害木については、枯死や倒木等に至る危険がありますので、所有者の責任で処理を行っていただく必要があります。処理方法がわからない場合には、専門業者に相談することをおすすめします。

問い合わせ先

農政課 農地保全担当 市役所本庁舎5階
☎224 - 5939（直通）



農地の管理
は適正に
お願いします

耕作されていない農地に、雑草が生い茂って困っているといった苦情が多数寄せられています。荒廃した農地は、病害虫や火災の発生原因となるだけでなく、見通しが悪くなることで交通事故を誘発

農地を相続した場合は
「農業委員会
への届出」
が必要です



農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出することが義務化されています。「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。届出書は、農業委員会のホームページからダウンロードできます。

農地改良後
は農地として
利用してくだ
さい

田を畑にするなど農地を有効利用するために盛土等を行うときは、事前に農地改良届の提出又は一時転用の許可が必要です。また、農地改良後に雑草が繁茂しているケースが多く見受けられますので、農地改良後は積極的に作付けをして農地としての利用をするようにお願いします。耕作に適さない残土等を埋められないために、農地改良は信頼のおける業者に依頼するようにお願いします。

したり、ゴミの不法投棄の温床となるなど、地域環境に重大な影響を与える可能性があります。農地を所有する方は耕作されない場合も、定期的な耕うんや除草など農地の適正管理に努めるようお願いします。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金とは、国民年金に上乗せすることで、将来もらえる年金額を増やすことを目的につくられた農業者のための公的な年金制度です。

<農業者年金の特徴とメリット>

- 1 農業者なら広く加入できる
- 2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- 3 保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入対象外の方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる
- 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- 5 税制面の優遇措置が大きい
- 6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）がある

加入をご検討される場合は、農業委員会事務局またはお近くのJA各支店にお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

農業委員会事務局 調整担当 東庁舎3階
☎224-6134（直通）

農委スポット情報では、「農業に関する情報」を募集しています。地域のイベント・取り組み等がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

インタビュ

NEWS

Q. 就農のきっかけは？

A. 代々続くお米農家だったため、小さい頃からお米作りをすることが当たり前であり、違和感なく就農しました。

9年前、赤字を出してまでお米を作っているのは、「何のため、誰のため、どうしたいか」を考え始めました。

農家としての生活は、どのようにすれば成り立つのかを考える中で化学肥料や除草剤がどれほど身体に影響があるのかを知り、現在の手法である有機栽培と出会いました。

そして、現在では黒米と真菰茶の生産を行っています。



上：黒米 下：真菰茶

Q. なぜ有機栽培に取り組んでいるのですか？

A. 「遊ぶ、真似ぶ、学ぶ」という理念のもと、「未来の子供たちのために地球環境を考え、後世に伝える」とを目的として、模索している最中です。具体的には、第1段階として、6次産業化を目指し、第2段階として、地域の地産地消・地域の雇用を生むことを目指しています。その結果、コロナ禍でコミュニケーションが不足している中で子供たちが集まれる場所を作りたいと考えています。



Q. 多くの活動をされていますが、どのようなことを行っていますか？

A. 一昨年は、日本初となるトレーラーで牽引するキッチンカーの直売所をオープンし、イベント等の際、このトレーラーで販売をしています。

また、南古谷という地域を知ってもらうために「まちゼミ」に参加するなどの活動も行っています。

また、子供の田んぼ体験も行っています。手で直接、田植えをしてもらい、昔の手法を知ってもらうだけで



トレーラーで牽引するキッチンカー

なく、実際に土に触ることで五感を磨いてもらい、強い免疫力をつけてもらうという理由をしっかりと伝えています。

Q. 将来の夢を教えてください。

A. 真菰茶を中心とした製造施設をつくり、保管工場を建てたいと考えています。そして、そこに販売場所も取り入れ、雇用を生み出せる場所をつくりたいと考えています。

ゆくゆくは、黒米や真菰茶を全国にPRしていき、地域の名産品として広めたいと考えています。

全国農業新聞を購読しませんか？

毎週金曜日発行
購読料 月700円

【お申し込み】
農業委員会事務局
Tel. 224-6134
(直通)

